

防研総第313号
令和4年3月31日
一部改正 防研総第309号
令和5年3月29日

保護管理者

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

機関等主任保護管理者
防 衛 研 究 所 長
(公 印 省 略)

防衛研究所における保有個人情報等の安全管理等に関する細則について（通知）

標記について、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号。以下「訓令」という。）第35条第2項に基づき、下記のとおり定め、令和4年4月1日から実施することとしたので通知する。

なお、防研総第530号（25. 4. 22）は、令和4年3月31日限り廃止する。

記

1 趣旨

この通知は、訓令に定めるもののほか、防衛研究所の保有する個人情報の安全及び正確性の確保のために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この通知において、部等とは、企画部、政策研究部、理論研究部、地域研究部、教育部、戦史研究センター、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）をいう。

3 機関等副主任保護管理者補

訓令第10条第2項に規定する機関等副主任保護管理者補は、企画部総務課長とする。

4 保護管理者

訓令第11条第2項に規定する保護管理者は、部等の長とする。

5 保護責任者及び保護責任者補助者

保護管理者は、保護責任者及び保護責任者補助者を指定した場合は、その旨を機関等主任保護管理者（防衛研究所長）へ通知するものとする。

6 機関等監査主任者

訓令第16条第2項に規定する機関等監査主任者は、副所長とする。

7 点検

訓令第24条第1項、第2項及び第3項に規定する定期点検を、毎年3／四半期に実施することを標準とし、必要に応じ臨時に点検を実施するものとする。

8 監査

訓令第25条第1項及び第2項に規定する定期監査を、毎年定期点検実施後に実施することを標準とし、必要に応じ臨時に監査を実施するものとする。

9 個人情報ファイル等管理台帳の書式

防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令の実施について（通達）（防官文第6174号。令和4年3月30日）第12第9項にある個人情報ファイル等の包括的な許可に係る書面及び第13第2項にある台帳の様式を別紙のとおりとする。ただし、個人番号及び特定個人情報が記録されていない場合は、引き続き従前の台帳を使用することができる。

10 非常時における対応措置

保護管理者は、保有個人情報について、災害時等の非常時においては保有個人情報が記録された媒体を搬出又は外部から透視することができない鍵のかかる容器へ格納及び電子計算機を停止する他、保有個人情報の流出防止に必要な措置を講じるものとする。

関連文書：防官文第6174号（令和4年3月30日）

添付書類：別紙

個人情報ファイル等管理台帳

個人情報ファイル等の名称	媒体の 種 類	保管場所	担当者等	廃棄期日
			※1 に記入	

事務の範囲	
-------	--

注： 個人番号及び特定個人情報についてのみ記載する。
番号法で定められた事務の範囲の中から、具体的な目的を記載。（給与所得の源泉徴収票作成事務、支払調書作成事務）等を記載する。

行 為 等				返 却 年月日	保護管理 者確認 ※2
行為等	年月日	行為等を行う者	行為等の目的		

注： 行為等（個人情報ファイル等の複製、送信、個人情報ファイル等が記録されている媒体の部外への送付又は持出しその他個人情報ファイル等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為、及び誤りの訂正、消去等）を行う場合は、保護管理者の許可を得るものとする。
なお、当該個人情報ファイル等の担当者（取扱いに従事する職員）については、「※1」にその内容を記入し保護管理者の確認を得るものとする。
また、保護管理者から行為等に係る包括的許可を得ようとする場合は、「※3」に包括的許可の内容を記入し、保護管理者から当該個人情報ファイル等の取扱いに注意するよう指示を受けた上で許可を得るものとする。